

広島市立大学プロモーション動画制作業務委託仕様書

この仕様書は、公立大学法人広島市立大学（以下「発注者」という。）が受注者に委託して実施する「広島市立大学プロモーション動画制作業務」を円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

広島市立大学プロモーション動画制作業務

2 委託期間

契約締結日から2024年3月25日（月）

3 業務目的

キャンパスライフや特色ある教育研究などを魅力的かつわかりやすくイメージできる動画を制作することで、発注者のブランドイメージ向上や入学志願者増加等に資することを目的とする。

4 業務内容

受注者は、本業務の目的及び発注者の魅力を理解し、本動画制作に係る以下の業務を行うものとする。

(1) 企画・編集

- ア 構成・演出等の詳細については発注者と協議のうえ決定すること。
- イ メインターゲットは、高校生とすること。
- ウ 学生のキャンパスライフを視覚的に紹介し、効果的に訴求できる構成とすること。
- エ 高校生が憧れを持てる魅力的な学生の映像であること。
- オ プロのモデルを使った仮想の演出をしないこと。
- カ 学生を描写することをメインとしたドキュメンタリータッチな映像であること。
- キ カメラワークや演出にこだわり、映像とサウンドで魅せる工夫をすること。
- ク 映画のような色調補正を施した、高品質な映像とすること。
- ケ 映像の加工・編集、BGM・音声・ナレーション等の編集を行い、それらの内容の一切について、発注者における内容確認及び修正指示の機会を3回以上設けること。
- コ 複数年使用可能なものとする。

(2) 撮影・取材

- ア 映像制作に当たっては、基本的に新規撮影を原則とすること。ただし、季節や天候等により撮影が難しい場合や、適当な映像が撮影できなかった場合等には、受注者が所有している映像や借用映像を使用することも可能とする。

イ 撮影場所、時間等を工夫し、必要となる調整及び撮影許可等の各種手続は、受注者において行うこと。

ウ 最新の映像技術を活用するなどして、視聴者の心をつかむ映像に仕上げること。

エ 学生を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、取材日程の調整や権利処理等の手続は受注者において行うこと。

5 規格

制作するプロモーション動画の規格は、以下のとおりとする。

- (1) 動画の制作本数は企画提案に含めることとし、学部ごと制作するなど複数本制作することも可とする。なお、動画の長さは1本当たり5分以内のものとする。
- (2) 画面縦横比は16：9とすること。
- (3) 動画の解像度はフルハイビジョン以上とすること。

6 成果品

- (1) 非圧縮の映像マスターデータ一式（HDD等）
- (2) WEB掲載用データ
- (3) 撮影データ一式

7 納品

- (1) 納期 2024年3月25日（月）
- (2) 納品場所 公立大学法人広島市立大学

8 運営管理

受注者は、発注者と調整したスケジュールで本業務が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、発注者への状況報告等）を徹底すること。

9 留意事項

- (1) 借用映像や音楽素材等の使用に際しては、著作権の問題が発生しないものとし、著作権等の許諾が必要な場合の手続は受注者において行うこと。
- (2) 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、発注者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受注者が負うものとする。
- (3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、発注者の責にすべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決すると

ともに、発注者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

- (4) 発注者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、SNSや放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、放送等）することができることとする。
- (5) 成果品は、発注者が認めた第三者が、発注者の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。
- (6) 受注者は、著作物の著作者に対し、著作権法第19条第1項及び同第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないよう措置するものとする。
- (7) 業務完了後に、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受注者の負担とする。
- (8) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、発注者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受注者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (9) この仕様書について疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項については、受注者は発注者とその都度協議を行うこと。